

令和５年度兵庫県私立高等学校等 奨学給付金制度（一般分）について

兵庫県では、国の「高等学校等修学支援事業費補助金(奨学のための給付金)」を活用し、すべての意思ある生徒が安心して教育を受けられるよう、低所得世帯の生徒に対して授業料以外の教育費負担を軽減するため、奨学給付金を支給します（返還の必要はありません）。

所定の基準にあてはまる場合は、学校に申請してください。

◆ 対象者の条件

令和５年７月１日現在、私立の高等学校・中等教育学校（後期課程）・高等専門学校・専修学校（高等課程）・各種学校及び高等学校等専攻科に在籍する生徒の保護者等が、次の要件すべてに該当すれば、支給を受けることができます。

- (1) **保護者**（学校教育法第１６条に定める子に対して親権を行う者）**等が兵庫県在住であること。**
（生徒の居住地は兵庫県外でも構いません。）
- (2) **生活保護世帯（生業扶助受給）**または、**令和５年度の市町民税所得割額及び県民税所得割額（保護者等の合計額）が０円であること。**

<ご注意>

- ※ 生徒が平成２６年３月以前に高等学校等に在籍していた場合は、対象外です。
- ※ 生徒が令和５年７月１日現在高等学校等に在籍していない場合は、対象外です。
- ※ 生徒が令和５年７月１日現在高等学校等を休学している場合は、対象外です。
- ※ 保護者等が福祉施設等の施設長や養育里親等であって、見学旅行費又は特別育成費が措置されている場合は、対象外です。
- ※ 保護者等の一方が海外に在住し、兵庫県内に住所がない場合は、対象外です。
- ※ 保護者等が兵庫県内と兵庫県外に別居し、兵庫県外在住の保護者等が、兵庫県以外の都道府県が国補助金を受けて実施する類似制度を申請している場合は、対象外です。
- ※ 高校生一人につき申請できる回数は３回（定時制・通信制は５回、専攻科は専攻科分として２回）までです。
- ※ 学び直し支援金対象者は上記に加え、追加で１回（定時・通信制は追加で２回）申請できます。
- ※ 経済状況等の悪化により家計が急変し、市（県）民税の所得割が非課税（０円）世帯相当であると認められる場合は、奨学給付金（家計急変分）を申請してください。

◆ 支給額（家族構成や学校の種別によって支給額が異なります。）

区分		支給額（年額）		
		全日制 定時制	通信制	専攻科
生活保護世帯（生業扶助受給）		52,600 円	52,600 円	
令和５年度 所得割 非課税世帯	下記を除く高校生等	137,600 円	52,100 円	52,100 円
	保護者等に扶養されている ① ２人目以降の高校生等 又は ② 15 歳（中学生を除く）以上 23 歳未満の扶養されている兄弟姉妹（高校生等以外）がいる高校生等	152,000 円		

※15 歳以上 23 歳未満：平成 12 年 7 月 3 日～平成 20 年 4 月 1 日に生まれた方を指します。

※どの支給区分に該当するかは、「令和５年度兵庫県私立高等学校等奨学給付金申請額確認シート」でご確認下さい。

◆ 申請書の提出（奨学給付金一般分）

申請を希望する方は、**添付書類とあわせて 9 月 21 日(木)までに事務室に提出**してください。

（申請書は印刷していただくか、事務室でお受け取りください。）

（事務室は 8 月 11 日(金)～8 月 14 日(月)は夏季休業となります。）

※郵送で提出される場合は、簡易書留扱いとしてください。

◎：必ず必要

以下の書類を、学校が定める日までに学校に提出してください。

△：該当する場合のみ必要

必要書類	発行機関	支給額ごとの必要書類			
		52, 600	52, 100	137, 600	152, 000
私立高等学校等奨学給付金支給申請書（表裏 2 面） （黒色のボールペン（消せるボールペン不可）で記入）	申請者が記入	◎	◎	◎	◎
世帯全員分の住民票（令和 5 年 7 月 1 日以降発行のもの） （住民票記載事項証明は不可）	市(区町)役場				
・申請者の世帯全員分（続柄の記載があるもの）		◎	◎	◎	◎
・保護者等、対象生徒、対象生徒以外に扶養している高校生等もしくは 15 歳以上 23 歳未満の兄弟姉妹で、住所が異なる者がある場合は、その者全員分の住民票（在寮証明書でも可）		△	△	△	△
申請者名義の通帳の写し ・申請書に記載した口座の、銀行名・支店名・口座番号・口座名義人が分かるもの（キャッシュカードの写しでも可）。	申請者がコピー	◎	◎	◎	◎
保護者等の収入を証明する書類（以下のいずれか）					
○生活保護世帯のうち、生業扶助を受給している世帯 生業扶助（高等学校等就学費）受給証明書（令和 5 年 7 月 1 日以降発行のもの） ・別添の「生業扶助受給証明書」に、福祉事務所の証明（押印）を受けて提出してください（市町が発行する証明書により、生業扶助の受給が証明できる場合は、市町が発行する証明書でも可）	福祉事務所	◎	—	—	—
○生活保護を受給しているが、生業扶助を受給していない世帯 生活保護を受給しているが、生業扶助を受給していないことが分かる証明書（令和 5 年 7 月 1 日以降発行のもの。保護開始が令和 5 年 1 月 2 日以降の場合は、別途、保護者等全員の令和 5 年度課税証明書・非課税証明書が必要となります。） ・市町が発行する、生業扶助を受給していないことが明記されている「生活保護受給証明書」 ・申請者、対象生徒、対象生徒以外の兄弟姉妹との扶養関係が分かる証明書	福祉事務所	—	◎ ↑ ↓	◎ ↑ ↓	◎ ↑ ↓
○市町民税所得割額及び県民税所得割額が 0 円の世帯（生活保護受給世帯を除く） 保護者等全員の令和 5 年度課税証明書・非課税証明書 ・控除対象配偶者の場合も、課税証明書が必要です。 ・「特別徴収税額決定通知書」「納税通知書及び明細書」のコピーでも構いません。	市(区町)役場	—	◎	◎	◎
健康保険証の写し※扶養誓約書に貼付（記号・番号欄は黒塗りの上、扶養誓約書に必要事項を記載し、裏面に糊付け）	申請者がコピー	—	◎	◎	◎
・対象生徒分（必須）			—	—	◎
・対象生徒以外の申請者が扶養する高校生等もしくは 15 歳以上 23 歳未満（中学生を除く）の兄弟姉妹分					
対象生徒以外の奨学給付金支給申請書の写し ※対象生徒以外に高校生等の兄弟姉妹がいる場合のみ	申請者がコピー	—	—	△	△

◆ 支給の決定

- ・奨学給付金は、県から学校への交付決定後、学校から支給されます。
- ・虚偽の申請や不正受給が判明した場合は、支給の決定を取り消します。

※太枠内はすべて記入してください(両面とも)

学校申請用・一般

※必ず記入

兵庫県知事 様

(A)

申請日

令和

年

月

日

令和5年度兵庫県私立高等学校等奨学給付金支給申請書（兼受給資格認定申請書）

(B) 次の7点を確認のうえ、すべての□にレ点を付けてください（いずれかにレ点が無い場合は、支給できません）。

- ☐ この申請書の記載内容は、事実と相違ありません。
- ☐ この申請書に虚偽の記載があった場合は、兵庫県の求めに従いその全額を即時返還します。
- ☐ 私は兵庫県以外の都道府県に高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）の申請は行っておりません。
- ☐ この申請の対象となる高校生等は児童福祉法による児童入所施設措置費（見学旅費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生を除く））の支給対象ではありません。
- ☐ 私は、私立高等学校等奨学給付金の申請にあたって兵庫県に対して行う手続の一切（申請、請求、受領等）を学校設置者に委任します。
- ☐ 私は、学校設置者が兵庫県から受領した私立高等学校等奨学給付金を授業料以外の学校納付金債権に対して、相殺することに同意します。
- ☐ 私は、私立高等学校等奨学給付金の申請に必要な範囲において、学校及び兵庫県が保有している当該生徒及び親権者等の個人情報を利用することに同意します。

(C) 令和5年度兵庫県私立高等学校等奨学給付金の支給を受けたいので、必要書類を添えて申請します。

※必ず記入

申請者住所	〒兵庫県		
ふりがな		電話番号	
申請者氏名		電子メール	
対象生徒との関係 (○で囲む)	親権者 ・ 未成年後見人 ・ 未成年後見人である里親 ・ 主たる生計維持者 ・ 生徒本人 ・ その他 ()		

(D) 【対象となる高校生等について】

ふりがな		生徒の 生年月日	(昭和) 平成	年	月	日
生徒氏名						

(E)

生徒の住所	☐	申請者と同じ									
	☐	〒	都道府県	市区町村							
生徒が在学する学校の状況	学校の名称	啓明学院高等学校		本校所在都道府県	兵庫県						
	入学年月日	平成・令和	年 月 日	学校の種類・課程・学科	在学中に給付金を受給した回数						
				全日制	なし	1回	2回	3回	4回	5回	不明
					☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
過去の高等学校等の在学状況 (該当の場合のみ)	学校名	立	年 月 日	学校の種類・課程・学科	在学中に給付金を受給した回数						
			～ 年 月 日	全日制・定時制 通信制・専攻科	なし	1回	2回	3回	4回	5回	不明
					☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐

【申請する支給額】

(F) 支給基礎額

※いずれか該当する欄に○を記入

○を記入	支給額	課程	該当する区分	県記入欄
	52,600円	全日制 定時制 通信制	・生活保護（生業扶助）受給世帯の高校生等 ※高等学校等専攻科に在籍している生徒を除く	
	52,100円	通信制 専攻科	・令和5年度市町民税所得割額と県民税所得割額の合算が0円の世帯（保護者等全員の合算） ・対象生徒が通信制高校、高等学校等専攻科に在籍している	
	137,600円	全日制 定時制	・令和5年度市町民税所得割額と県民税所得割額の合算が0円の世帯（保護者等全員の合算） ・下記以外の場合	
	152,000円	全日制 定時制	・令和5年度市町民税所得割額と県民税所得割額の合算が0円の世帯（保護者等全員の合算） ・保護者等に扶養されている、 ①2人目以降の高校生等 又は ②15歳（中学生を除く）以上23歳未満の保護者等に扶養されている兄弟姉妹（高校生等を除く）がいる高校生等	

H

【保護者等(専攻科の場合は生計維持者)の収入の状況について】

学校申請用(一般)

おもて面の申請区分に応じて、次の(1)～(3)のいずれかの欄にレ点を入れるとともに、※欄も記入してください。

(1)生活保護法(昭和25年法律第144号)第36条の規定による生業扶助(高等学校等就学費)受給証明書(7/1現在)を提出します。

① ☐ 生業扶助(高等学校等就学費)受給証明書

(2)次の者の課税証明書等を提出します。(①から⑥までのいずれかの欄にレ点を付けてください。)

①	☐	親権者(両親)2名分 ※親権者が2名存在する場合、親権者の一方が控除対象配偶者であっても必ず2名分の課税証明書等が必要です。
②	☐	親権者1名分 (親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、その者を除く。) ※ア、イ、ウいずれかの□にレ点を入れてください
		ア ☐ 離婚、死別等により親権者が1名の場合
		イ ☐ 親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を提出できない場合 等 (この場合の家庭の事情とは、ドメスティック・バイオレンス、養育放棄等の事情が存在する場合が該当します。)
	☐	ウ ☐ (専攻科のみ) 満18歳となる日の前日において里親等に委託されていた場合、児童養護施設等に入所していた場合、そのほか社会的養護が必要と認められる場合は⑤又は⑥のいずれかの□に✓印を付けてください
③	☐	未成年後見人()名分 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合(未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分) (未成年後見人が、法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除く。)
④	☐	生徒の生計をその収入により維持している者(主たる生計維持者) (両親等) 2名分 生徒が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合
⑤	☐	主たる生計維持者1名分 ・生徒が未成年だが、親権者又は未成年後見人が存在しない場合、 ・入学時点で生徒が成人であったが、主たる生計維持者が存在する場合、 ・生徒が成人であり、未成年の時点で親権者が1人だった場合、 ・生徒が成人であり、未成年の時点で親権者又は未成年後見人が存在しなかった場合 等
⑥	☐	生徒本人 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合 等

(3)次の理由により、課税証明書等を提出しません。

☐ 所得確認の対象が生徒本人(親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合)であるが、未成年で市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていない場合

I

※上記(2)又は(3)の場合には、下記内容を確認のうえ、□にレ点を付けてください。

☐ 私の世帯は、7月1日現在、生活保護法(昭和25年法律第144号)第36条の規定による生業扶助を受けていません。※必須項目

J

【扶養親族等の状況について】 枠内に対象生徒及び対象生徒以外の高校生等及び15歳以上(中学生は除く)23歳未満の兄弟姉妹を記載してください。

内容を確認のうえ、下記の□にレ点を付けてください。
□ 私は、令和5年7月1日現在、下の表に記載の者を扶養しています。

	続柄	名	前	生年月日(年齢)	職業・学校名・学年等	奨学給付金の申請の有・無	申請額
対象生徒及び扶養している兄弟姉妹の状況	本人(対象生徒)						
	兄・弟			昭和 平成 年 月 日 (歳)		有 ・ 無	円
	姉・妹			昭和 平成 年 月 日 (歳)		有 ・ 無	円
	兄・弟			昭和 平成 年 月 日 (歳)		有 ・ 無	円
	姉・妹			昭和 平成 年 月 日 (歳)		有 ・ 無	円

※ 対象生徒以外の高校生等については、必ず学校名、学年とともに、奨学給付金の申請内容(申請の有無及び申請額)を記入してください。申請有の場合は、申請書の写し(両面)を添付してください。

※「続柄」欄は対象となる高校生等を基準とし該当区分に○を入れ、「年齢」は7月1日現在で記入してください。

※ 対象生徒及び対象生徒以外の高校生等及び15歳以上(中学生は除く)23歳未満の兄弟姉妹を記載してください。

※ 記載した全員分の住民票(在寮証明でも可)及び健康保険証の写し(生活保護(医療扶助)を受けており、健康保険証を有していない場合を除く)を添付してください

<申請前に再度確認し、レ点を入れてください>

☐ 記入漏れはありませんか?

☐ 添付書類の漏れはありませんか?

☐ 住民票

(世帯全員分)

☐ 保護者の収入を証明する書類

☐ 健康保険証(写)貼付の扶養誓約書
(生活保護世帯除く)

☐ 兄弟姉妹の奨学給付金支給申請書のコピー
(該当する場合のみ)

令和5年 月 日

扶養誓約書

私が主として下記の者を扶養していることを誓約します。

扶養者住所	
ふりがな	
扶養者氏名	

ふりがな	
被扶養者氏名	
ふりがな	
被扶養者氏名	
ふりがな	
被扶養者氏名	

※裏面に、被扶養者の健康保健証(写)をのり付けしてください。

※対象生徒及び対象生徒以外の高校生及び15歳以上(中学生を除く)の23歳未満の兄弟姉妹の被扶養者を記載してください。

※太枠内はすべて記入してください(両面とも)

学校申請用・一般

※必ず記入

A 申請日 令和5年 7月 10日

内容を確認の上、□にレ点を付けてください(7つともレ点が入っていないと、支給できません)

等奨学給付金支給申請書（兼受給資格認定申請書）

付けてください（いずれかにレ点が無い場合は、支給できません）。

- この記載内容は、事実と相違ありません。
- この申請書に虚偽の記載があった場合は、兵庫県の求めに従いその全額を即時返還します。
- 私は兵庫県以外の都道府県に高校生等奨学給付金(奨学のための給付金)の申請は行っておりません。
- この申請の対象となる高校生等は児童福祉法による児童入所施設措置費（見学旅費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生を除く））の支給対象ではありません。
- 私は、私立高等学校等奨学給付金の申請にあたって兵庫県に対して行う手続の一切（申請、請求、受領等）を学校設置者に委任します。
- 私は、学校設置者が兵庫県から受領した私立高等学校等奨学給付金を授業料以外の学校納付金債権に対して、相殺することに同意します。
- 私は、私立高等学校等奨学給付金の申請に必要な範囲において、学校及び兵庫県が保有している当該生徒及び親権者等の個人情報を利用することに同意します。

令和5年度兵庫県私立高等学校等奨学給付金の支給を受けたいので、必要書類を添えて申請します。

申請者住所	兵庫県 神戸市中央区下山手通5丁目10	平日昼間に連絡の取れやすい番号を記入してください。申請者以外（配偶者等）の連絡先でも構いません。
ふりがな	ひょうご たろう	電話番号 078-341777
申請者氏名	兵庫 太郎	電子メール abcde@xxxx.xx
対象生徒との関係 (○で囲む)	親権者 未成年後見人 ・ 未成年後見人である里親 ・ 主たる生計維持者 ・ 生徒本人 ・ その他 ()	

【対象となる高校生等について】

ふりがな	ひょうご じろう	生徒の生年月日	(昭和) 18年 7月 1日
生徒氏名	兵庫 太郎	生徒と保護者の住所が異なる場合、記入してください。なお、その場合生徒の住民票又は在寮証明書が必要です。	生徒が在籍する高等学校等について記載してください。
生徒の住所	申請者 〇〇県	通信制の場合、サテライト教室の所在地ではなく、本校所在地を記入してください。	
生徒が在学する学校の状況	学校の名称	本校所在地 都道府県	〇〇県
入学年月日	平成 令和 5年 4月 1日	学校の種類・課程・学科	全日制・定時制 通信制・専攻科
		在学中に給付金を受給した回数	なし 1回 2回 3回 4回 5回 不明

過去の高等学校等の在学状況 (該当の場合のみ)	学校名 私立 △△高等学校	令和3年4月1日 ~ 令和4年3月31日	学校の種類・課程・学科	全日制・定時制 通信制・専攻科	在学中に給付金を受給した回数	なし 1回 2回 3回 4回 5回 不明
----------------------------	---------------	----------------------	-------------	-----------------	----------------	----------------------

(審査の結果、別の区分となる場合があります)

【給する支給額】

基礎額

記入	支給額	課程	県記入欄
	52,600円	全日制 定時制 通信制	
	52,100円	通信制 専攻科	
○	137,600円	全日制 定時制	
	152,000円	全日制 定時制	

【保護者等（専攻科の場合は生計維持者）の収入の状況について】

 $\mathbb{H}$

(1)生活保護法(昭和25年法律第144号)第36条の規定による生業扶助(高等学校等就学費)受給証明書(7/1現在)を提出します。

① ☐ 生業扶助(高等学校等就学費)受給証明書

①	☐	生業扶助(高等学校等就学費)受給証明書
---	--------------------------	---------------------

死別・離婚等により、親権者が1人の場合はこちらをチェックしてください。

(2) 次の者の課税証明書等を提出します。

① ☐ 親権者(両親)2名分
※親権者が2名存在する場合、親権者1名を控除対象配偶者であっても必ず2名分の課税証明書等が必要です。

②	親権者1名分 (親権者が、一時的に親権を行う児童相談 ※ア、イ、ウのいずれかの□にレ点を入れ ア ☐ 離婚、死別等により親権者が	親権者1名分の提出しかできない場合はこちらをチェックしてください。(ただし、DVなどの事情により接触が困難な場合などに限ります。離婚協議中などで別居中であっても連絡が可能な場合は原則として該当しません。)
---	--	--

イ ☐ 親権者が存在するものの、家庭の事
(この場合の家庭の事情とは、ドメスティック・バイオレンス、養育放棄等の事情が存在する場合が該当します。)

ウ	☐	(専攻科のみ) 満18歳となる日の前日において里親等に委託されていた場合、児童養護施設等に入所していた場合、その他社会的養護が必要と認められる場合は⑤又は⑥にいずれかの□に✓印を付けてください
---	--------------------------	--

③ ☐ 未成年後見人()名分
親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合(未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分)
(未成年後見人が、法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除く。)

④ ☐ 生徒の生計をその収入により維持している者(主たる生計維持者) (両親等) 2名分
 生徒が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合

⑤	☐	主たる生計維持者 1 名分 ・生徒が未成年だが、親権者又は未成年後見人が存在しない場合、 ・入学時点で生徒が成人であったが、主たる生計維持者が存在する場合、 ・生徒が成人であり、未成年の時点で親権者が 1 人だった場合、 ・生徒が成人であり、未成年の時点で親権者又は未成年後見人が存在しなかった場合 等
---	--------------------------	--

⑥ ☐ 生徒本人
親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合 等

(3) 次の理由により、課税証明書等を提出しません。

☐ 所得確認の対象が生徒本人(親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合)であるが、未成年で市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていない場合

※上記(2)又は(3)の場合には、下記内容を確認のうえ、□にレ点を付けてください。

☐ 私の世帯は、7月1日現在、生活保護法(昭和25年法律第144号)第36条の規定による生業扶助を受けていません。

生活保護（生業扶助）を受給していない場合、こちらにレ点をいれてください。

以上(中学生は除く)

25歳未満の兄弟姉妹を記載してください。

内容を確認のうえ、下記の□にレ点を付けてください。

☐ 私は、令和5年7月1日現在、下の表に記載の者を扶養しています。

必	者	前	生年日(年齢)	職業・学校名・学年等	奨学給付金の 申請の有・無	申請額
---	---	---	---------	------------	------------------	-----

必ずこちらにレ点をいれてください

本人 (対象生徒)		家族関係者				
兄弟姉妹の状況	兄弟・姉妹	兵庫 次郎				
	兄弟・姉妹	兵庫 一郎	昭和13年10月10日 (20歳)	〇〇大学	有・無	円
	兄弟・姉妹	兵庫 花子	昭和19年12月12日 (15歳)	□□高等学校	有・無	52,100 円
	兄弟・姉妹		昭和 年 月 日 (歳)		有・無	円
	兄弟・姉妹		昭和 年 月 日 (歳)		有・無	円

※ 対象生徒以外の高校生等については、必ず学校名、学年とともに、奨学給付金の申請内容(申請の有無及び申請額)を記入してください。申請有の場合は、申請書の写し(両面)を添付してください。

※「続柄」欄は対象となる高校生等を基準とし該当区分に○を入れ、「年齢」は7月1日現在で記入してください。

※ 対象生徒及び対象生徒以外の高校生等及び15歳以上(中学生は除く)23歳未満の兄弟姉妹を記載してください。

※ 記載した全員分の住民票(在寮証明でも可)及び健康保険証の写し(生活保護(医療扶助)を受けており、健康保険

証を有していない場合を除く)を添付してください

＜申請前に再度確認し、レ点を入れてください＞

☒ 記入・押印漏れはありませんか？

☒ 添付書類の漏れはありませんか？

☒ 住民票
(世帯全員分)

☒ 保護者の収入を証明する書類
☒ 健康保険証(写)貼付の扶養誓約書

☒ (生活保護世帯除く)
兄弟姉妹の奨学給付金支給申請書のコピー
(該当する場合のみ)